

全世代型社会保障検討会議(第10回) 議事次第

日時: 令和2年10月15日
17:15~18:05
場所: 官邸2階大ホール

1. 開会
2. 少子化対策について
3. 閉会

配布資料:

- 資料1 少子化対策に関する論点
- 資料2 参考資料
- 資料3 中西議員提出資料
- 参考資料 全世代型社会保障検討会議の開催について

1. 基本的な考え方

- 少子化対策は我が国の国難と言うべき課題である。
- これまで、政府としては、待機児童の解消と併せて、幼稚園、保育所、大学、専門学校の無償化のほか、仕事と育児の両立支援、結婚・妊娠・出産支援などの総合的な取組を進めてきた。
- 若い人たちが将来も安心できる、全世代型社会保障制度をさらに前に進めるべきではないか。

2. 不妊治療への保険適用

- 出産を希望する世帯を広く支援し、ハードルを少しでも下げていくため、効果的な不妊治療に対する医療保険適用に向けた工程を明らかにすべきではないか。保険適用までの間は、現行の助成措置を拡充すべきではないか。

3. 待機児童の解消

- 更なる女性の就業率の上昇に対応し、待機児童問題に終止符を打つため、新たな計画を定めるべきではないか。

4. 男性の育児休業の取得促進

- 男性の育児休業の取得を促進するため、配偶者の出産直後の時期に育児休業を取得しやすくする制度の導入等について検討すべきではないか。

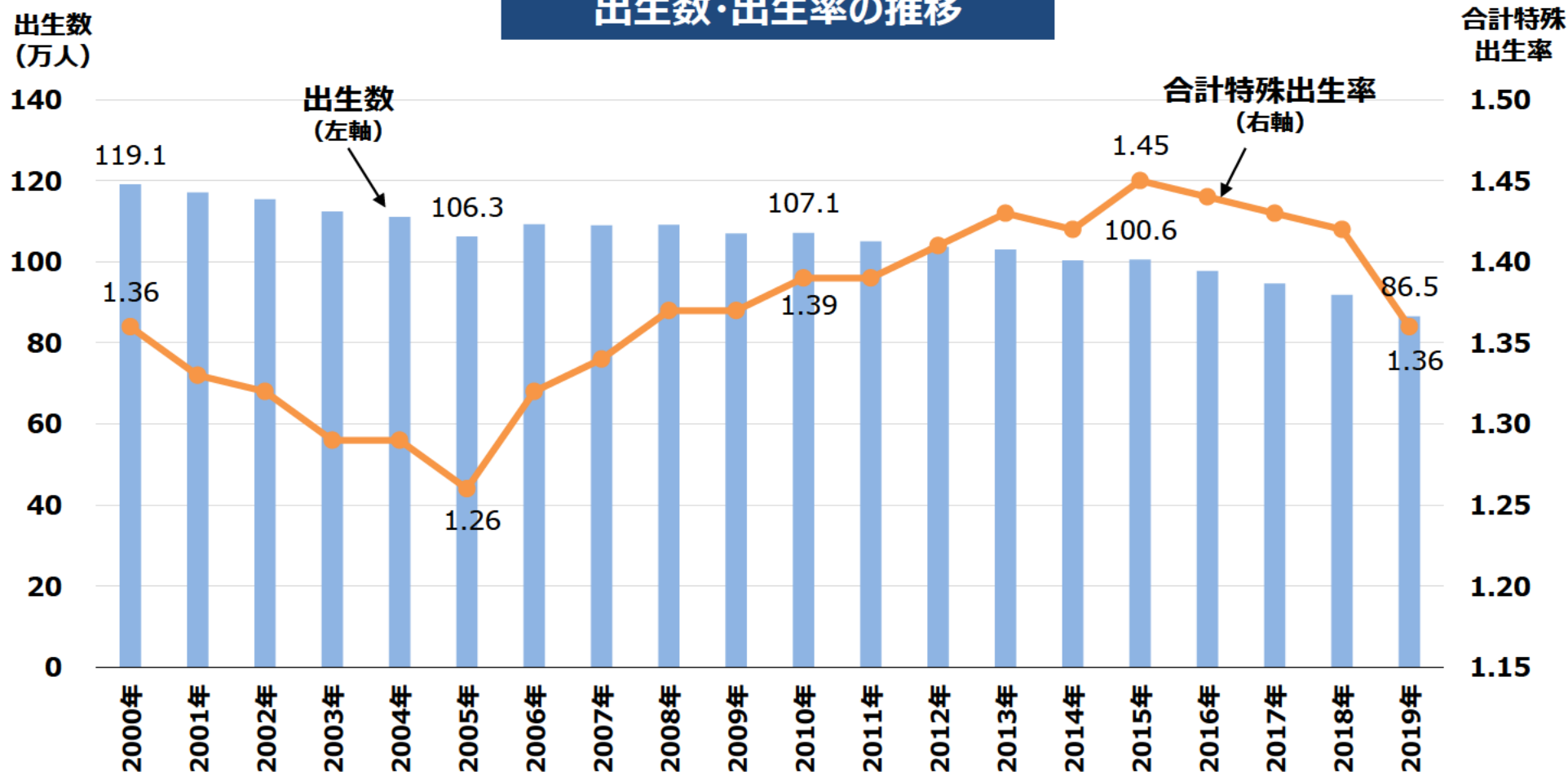
参考資料

令和2年10月

内閣官房全世代型社会保障検討室

○ 2019年の出生数は86.5万人、合計特殊出生率は1.36。

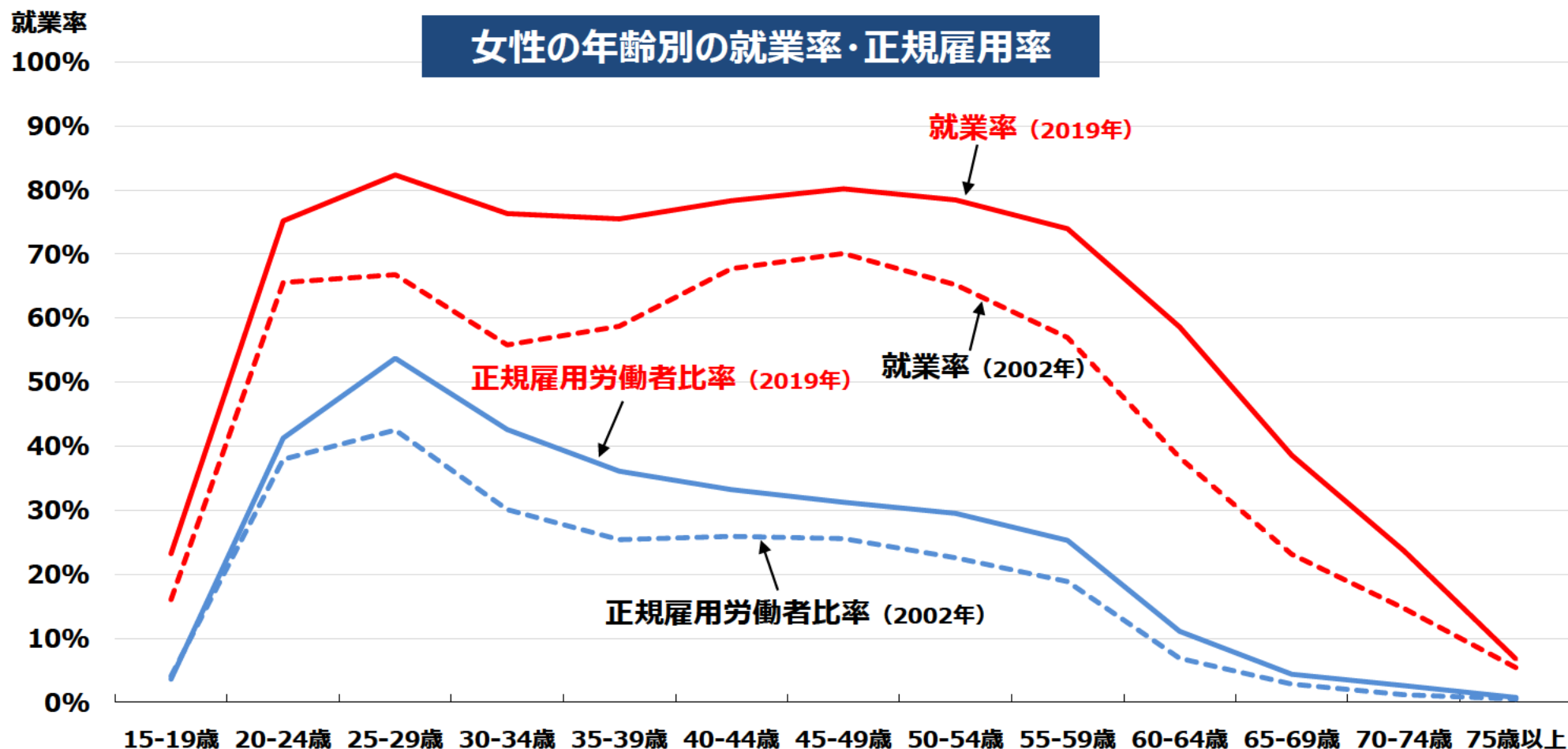
出生数・出生率の推移



(注) 合計特殊出生率：1年間における出生数を、その年の15-49歳女性の人口で割った値。

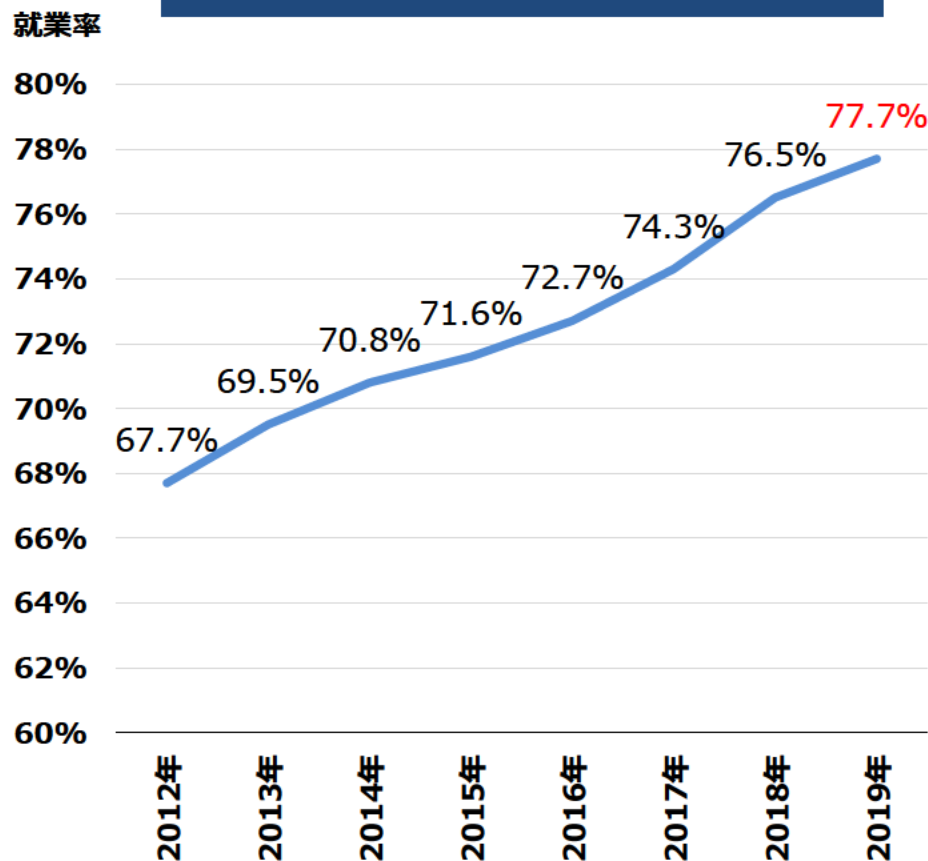
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

- 女性の年齢別の就業率を見ると、30代の女性の就業率が低下する傾向（M字カーブ）は解消しつつある。
- 一方、正規雇用労働者比率は、20代後半でピークを迎えた後、低下する傾向（L字カーブ）が続いており、30代以降の就業が非正規雇用になる傾向が見て取れる。

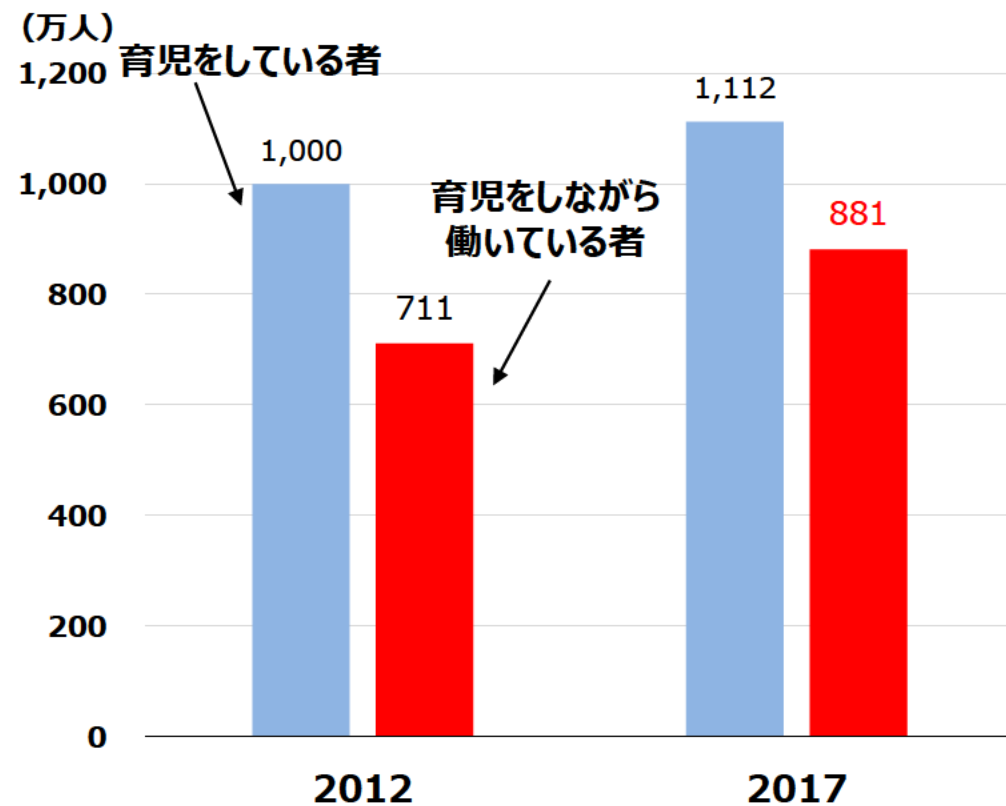


- 25-44歳の女性の就業率は、2019年に77.7%まで上昇（2025年の政府目標は82%）。
- 育児をしながら働いている者は、2017年に881万人に拡大。

女性就業率の推移（25-44歳）



育児をしている就業者数



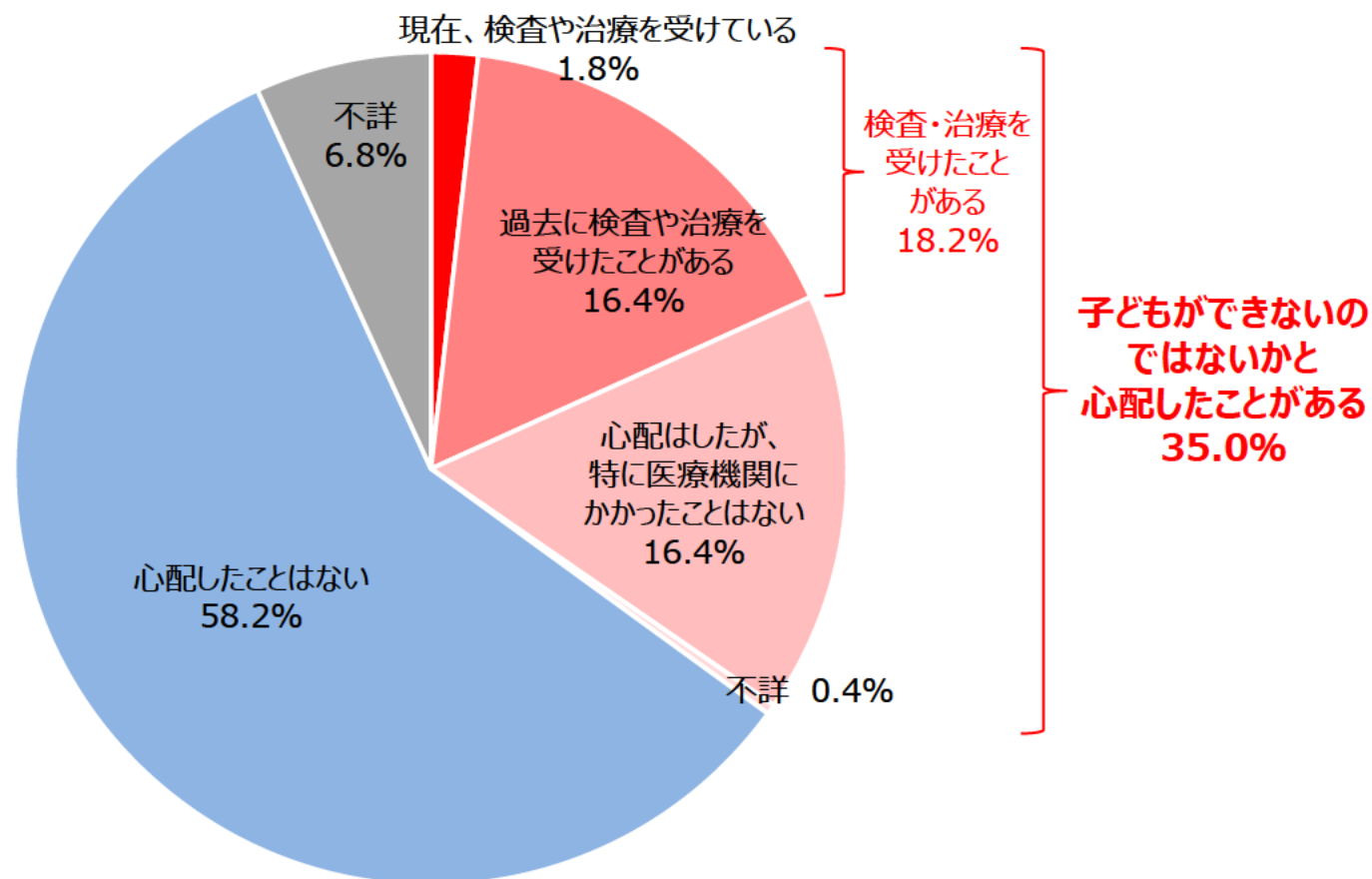
(注) 女性就業率は年平均。

(出所) 左図：総務省「労働力調査」を基に作成。

右図：総務省「就業構造基本調査」を基に作成。

- 2015年のアンケート調査によると、「子どもができないのではないかと心配したことがある」と回答した夫婦は35.0%。
実際に検査・治療を受けたことがあると回答した者は18.2%。

夫婦の不妊に関する心配（2015年）

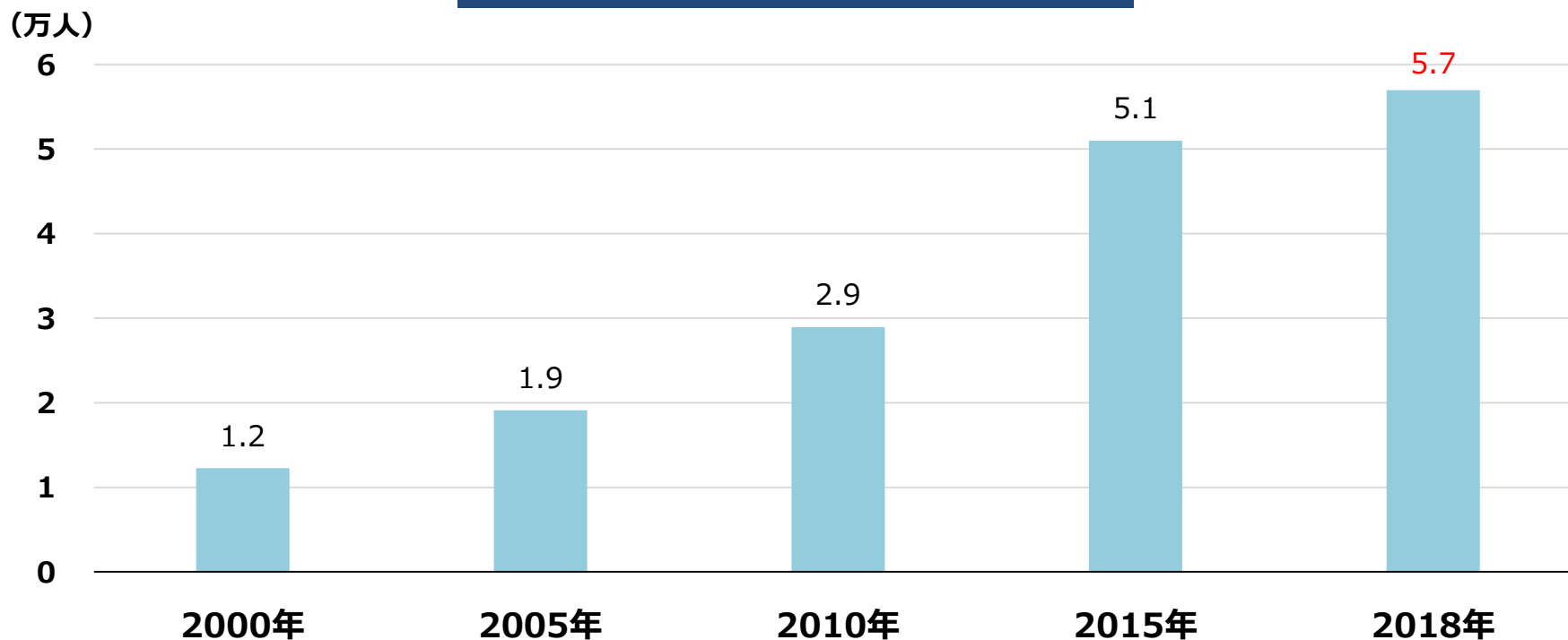


（注） 「子どもができないのではないかと心配したことがある」との問いに対する夫婦5,334名の回答結果。

（出所） 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」を基に作成。

○ 不妊治療の体外受精等による出生児数は、2000年から2018年にかけて、1.2万人から5.7万人へ増加。

体外受精等による出生児数の推移



出生児数 全体 (人)	119万人	106万人	107万人	101万人	92万人
----------------	-------	-------	-------	-------	------

(参考) 2017年における体外受精等の日本産科婦人科学会登録数は607施設

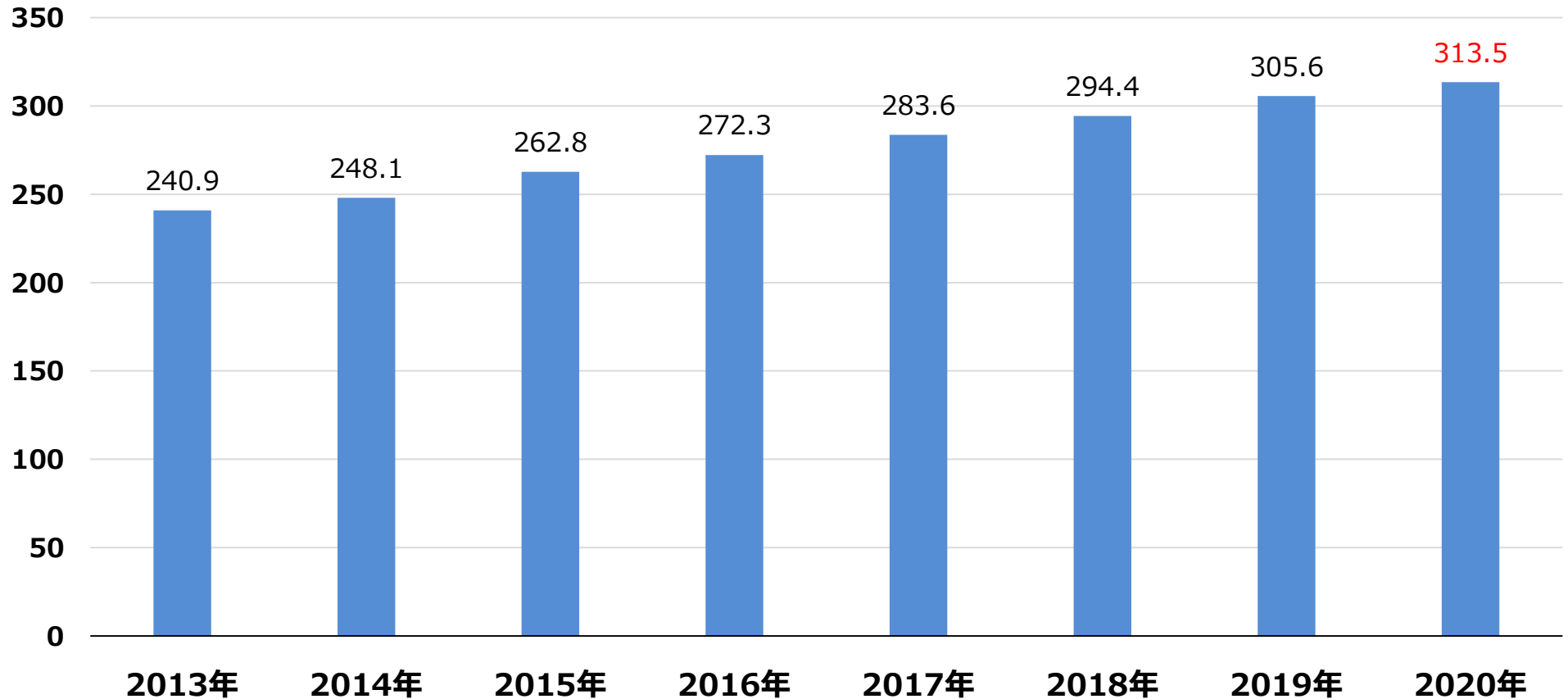
(注) 体外受精等は、①体外受精（本来生体内で行われる精子と卵子の受精を体外で行うもの）、②顕微授精（体外受精のうち、卵細胞質内に精子を注入するもの）、③凍結融解胚移植（受精卵を凍結保存した後、融解して子宮内に移植するもの）

(出所) 日本産科婦人科学会「ARTデータブック」、倫理委員会 登録・調査小委員会報告、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

○ 保育の受け皿は、2020年4月に313.5万人分まで増加。

保育の受け皿数
(万人分)

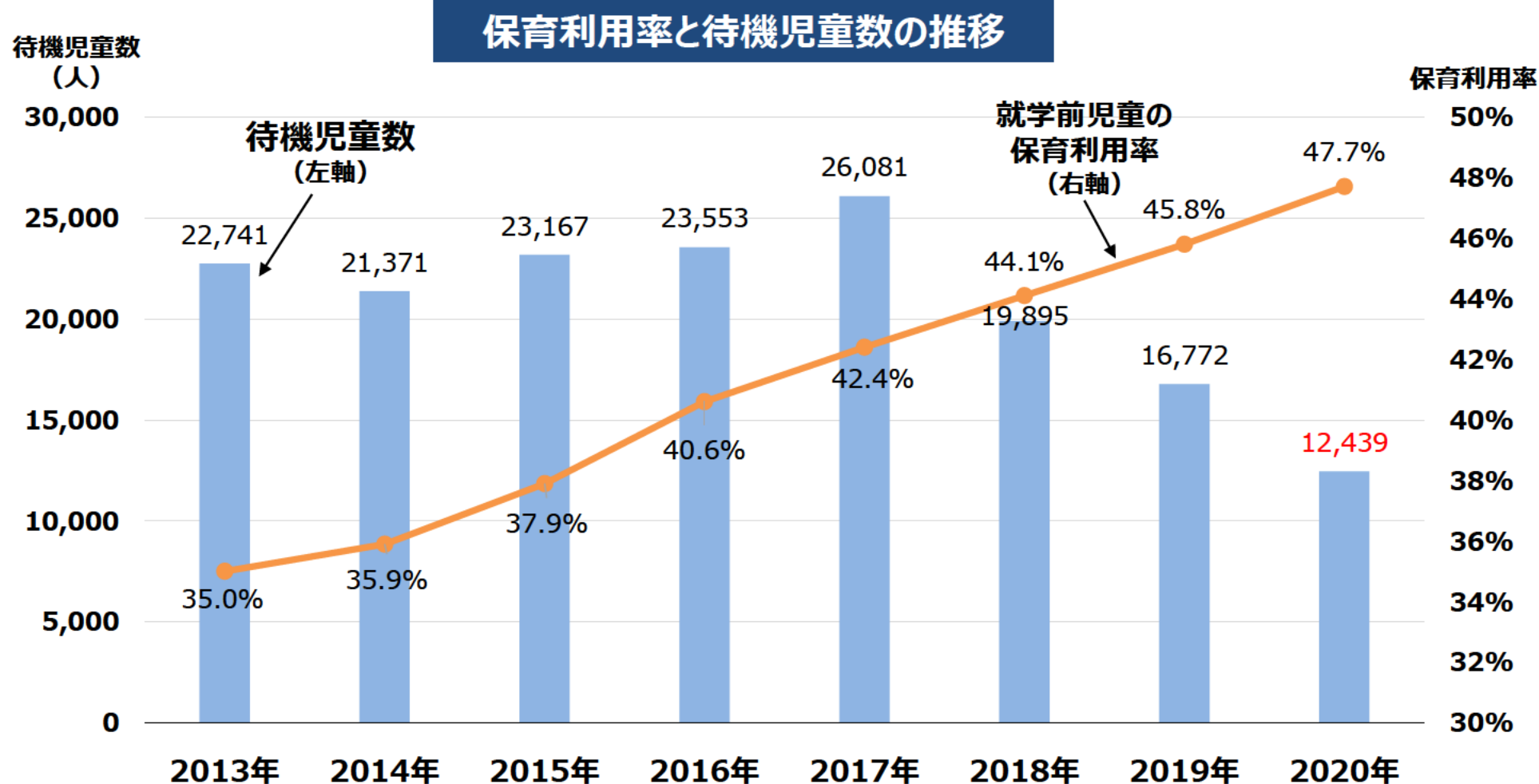
保育の受け皿の整備状況



(注) 各年4月1日時点の数字（企業主導型保育事業は、3月31日時点で見込む4月1日の見込み値）

(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和2年4月1日)」及び「子育て安心プラン」集計結果」を基に作成。

○ 保育の受け皿の整備を進めた結果、保育の利用率が上昇する中でも、待機児童数は2020年に1万2,439人に減少した。

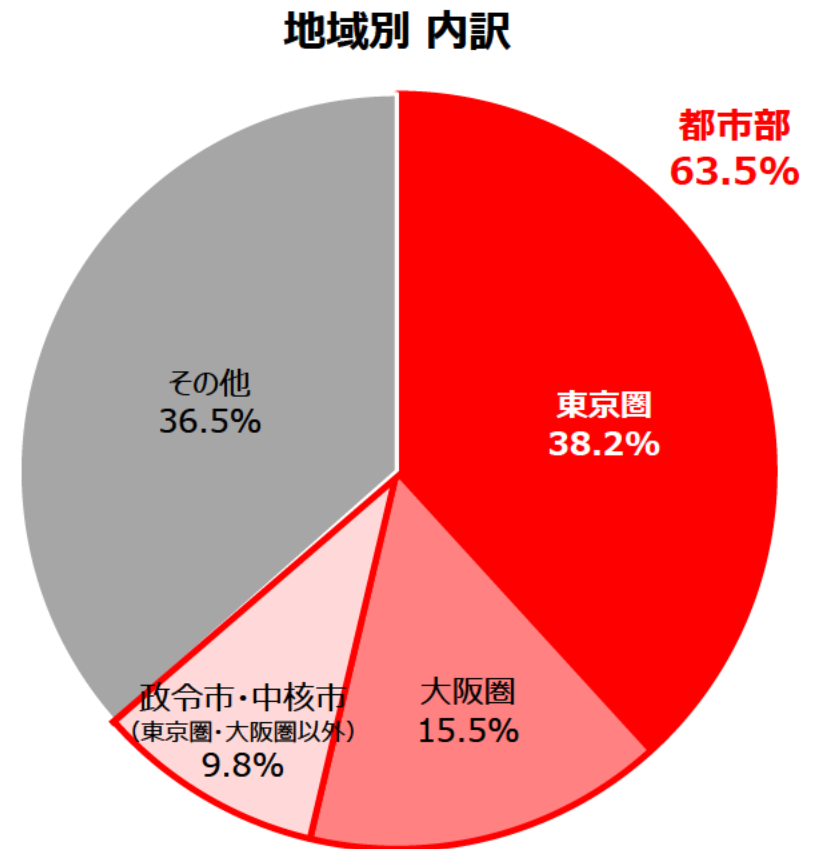
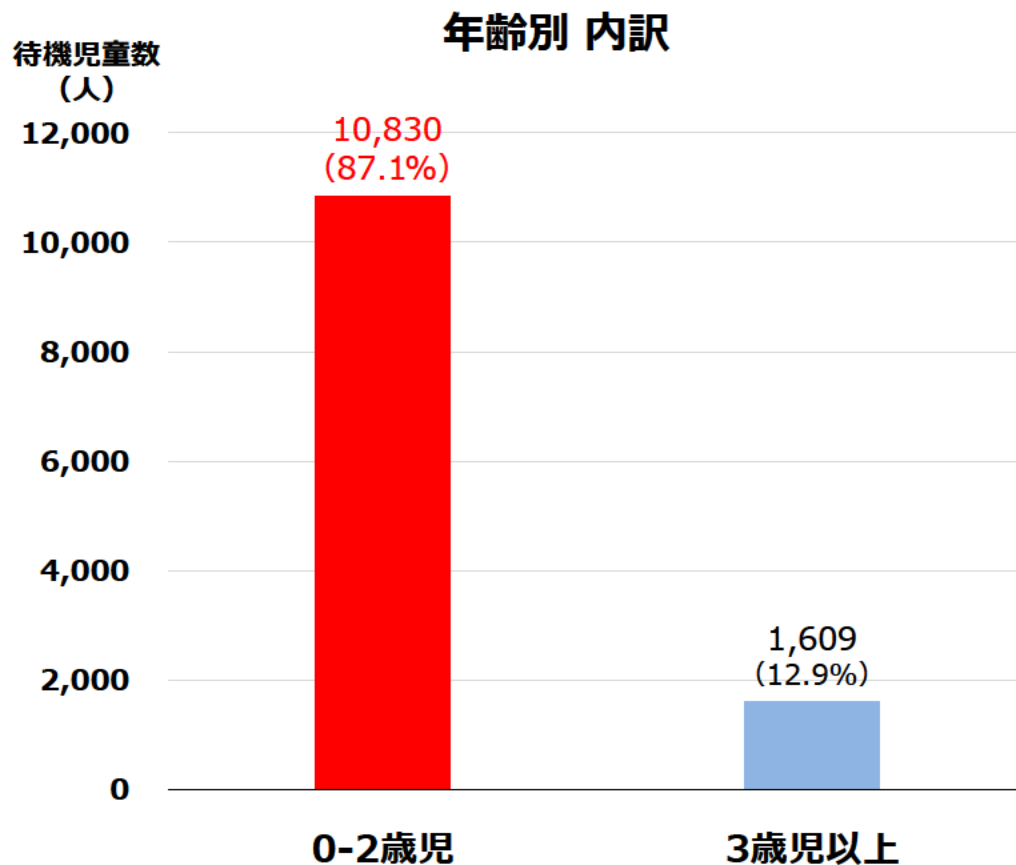


(注) 就学前児童の保育利用率：就学前児童の保育所等利用児童数を、就学前児童人口で割った値。各年4月1日時点の数字。

(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）」及び「子育て安心プラン」集計結果」を基に作成。

○ 待機児童数は0-2歳児が多く、全体の87.1%。また、待機児童数の63.5%は都市部で発生。

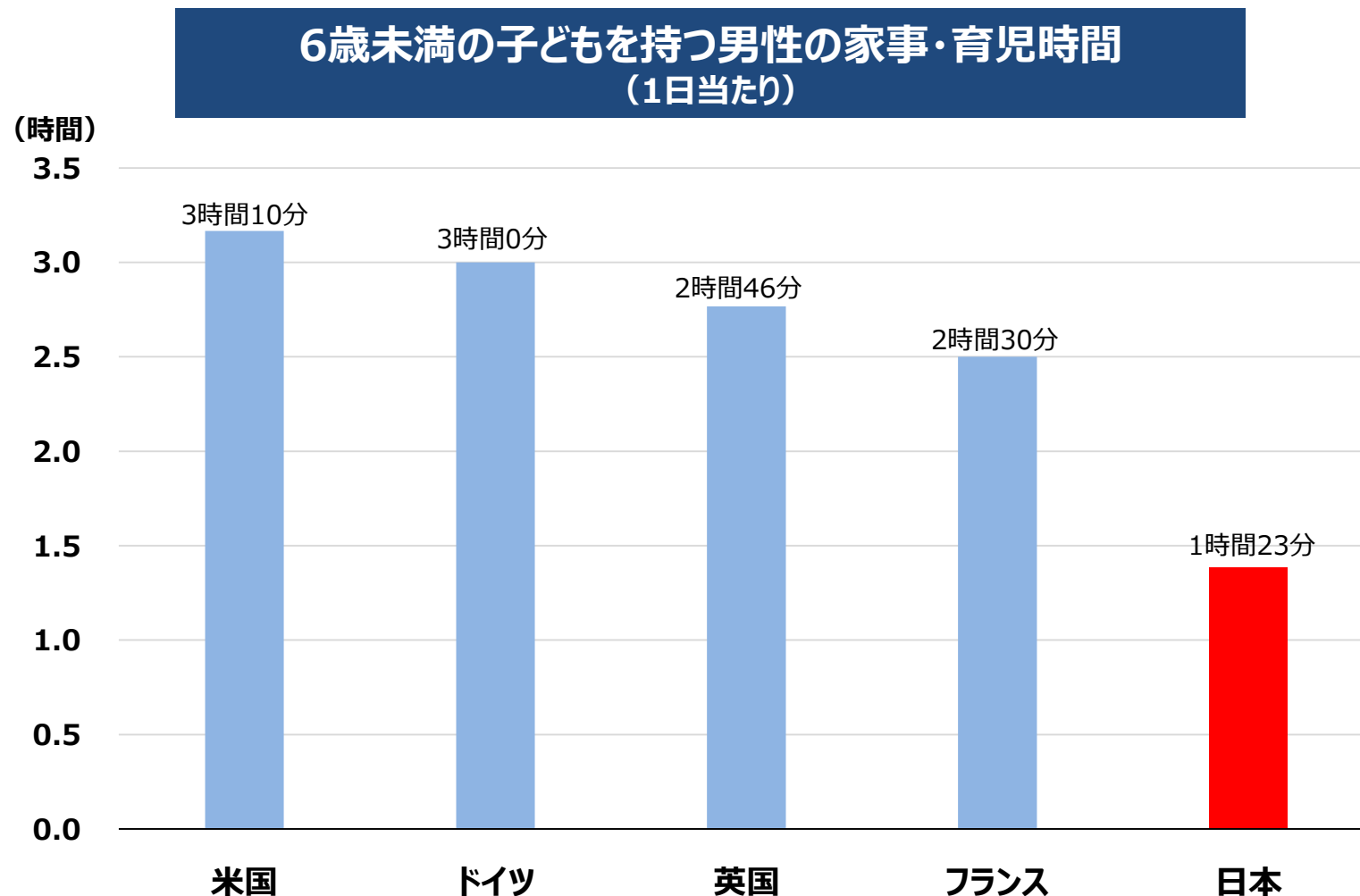
待機児童数の内訳（2020年4月）



(注) 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県

(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）」及び「子育て安心プラン」集計結果」を基に作成。

○ 日本の男性の家事・育児時間は、欧米諸国と比較して短い。

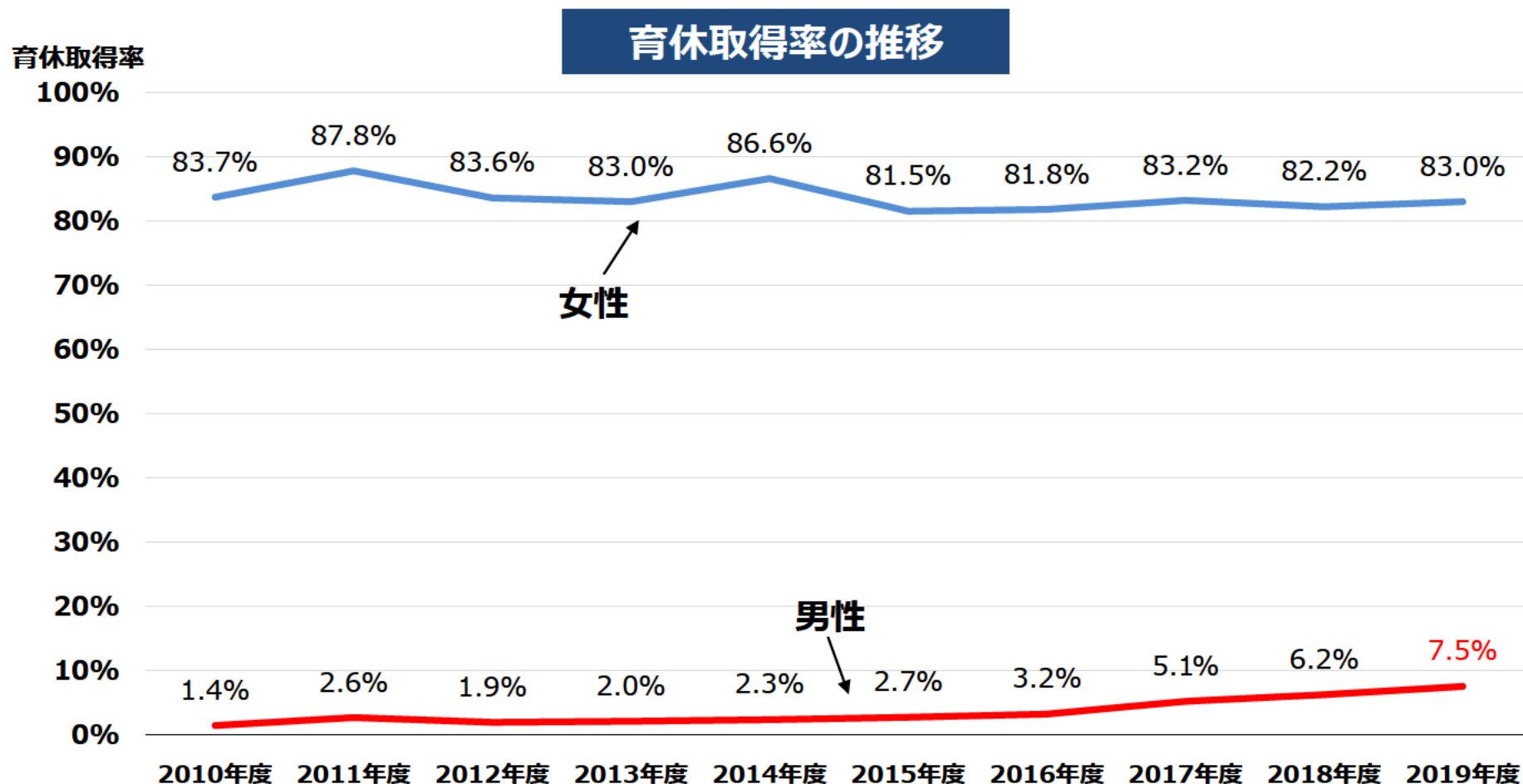


(注) 日本は2016年、米国は2016年、英国は2000-01年、ドイツは2001-02年、フランスは1998-99年の数値。

日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間を土日を含めて平均したもの。

(出所) 内閣府「令和2年版少子化社会対策白書」(元データはEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey”、総務省「社会生活基本調査」)を基に作成。

○ 男性の育休取得率は近年上昇しているものの、7.5%に留まっている（2025年の政府目標は30%）。

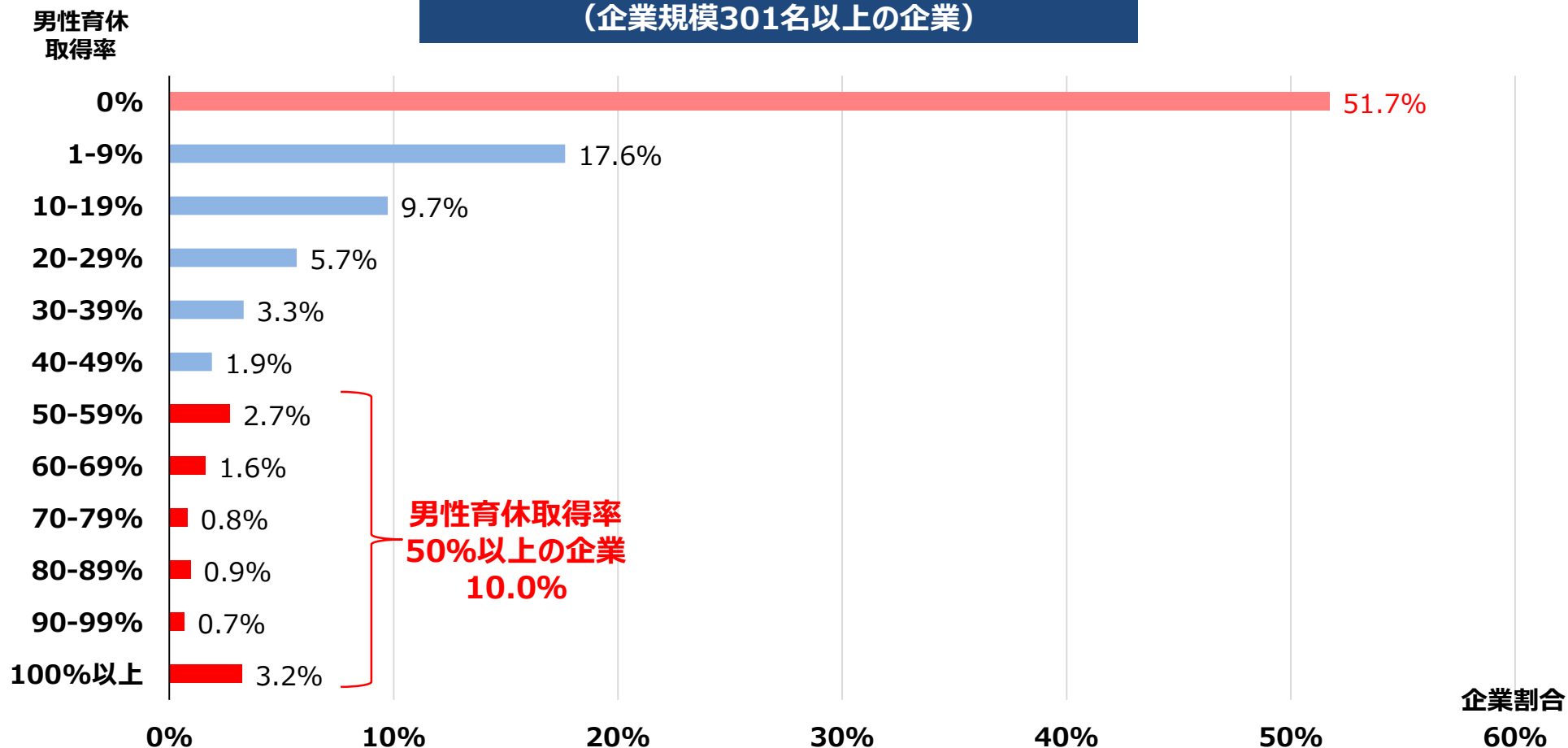


(注) 1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）に占める育児休業を開始した者（開始予定の申し出をしている者）の割合。

(出所) 厚生労働省「令和元年度雇用均等基本調査」を基に作成。

○ 51.7%の大企業は取得率0%。他方、取得率50%以上の大企業も10%存在。

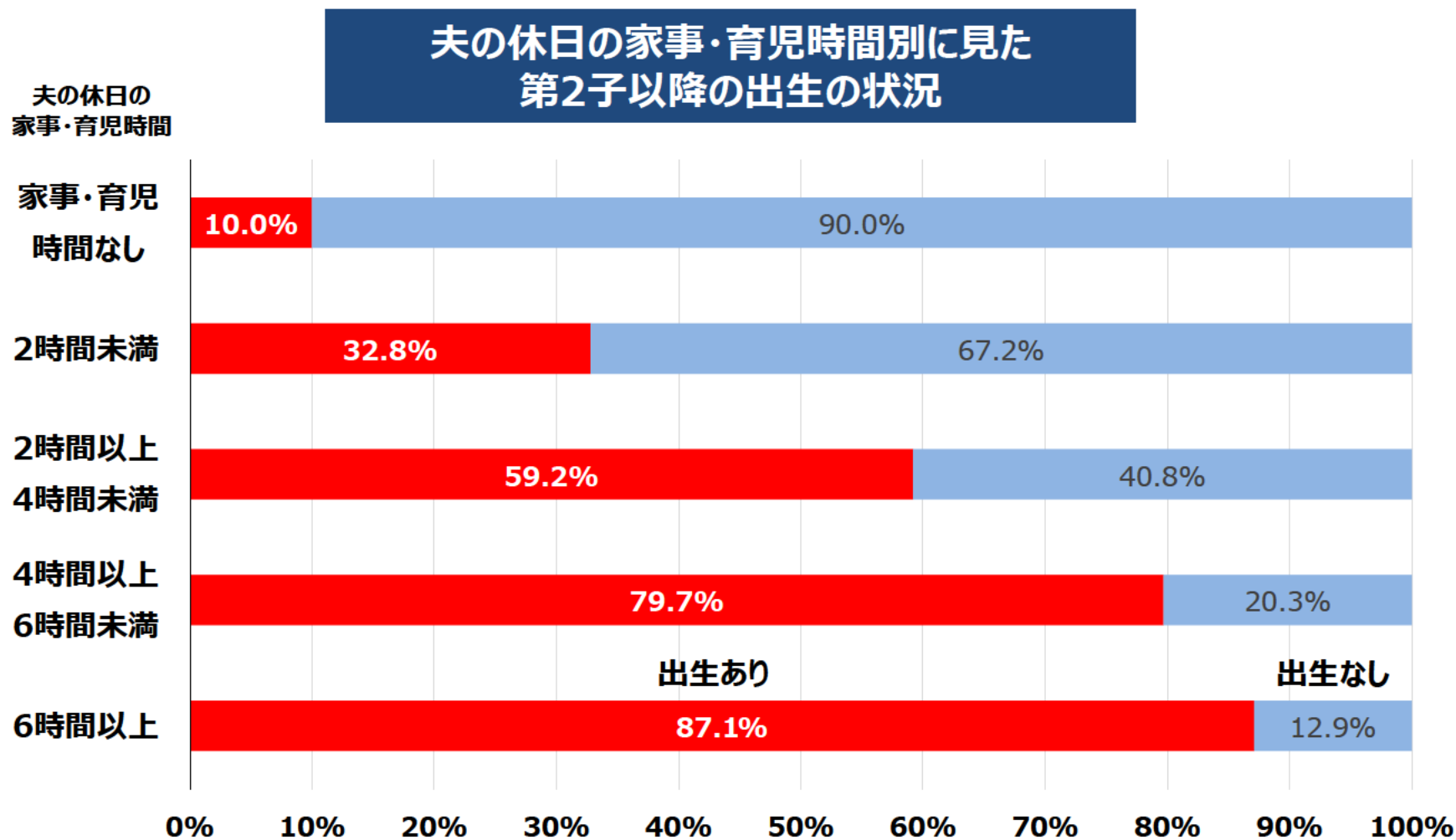
男性育休取得率の分布 (企業規模301名以上の企業)



(注) 2020年10月1日時点。上記の育休取得率には、法定の育児休業に加え、企業独自の育児に関連する休暇を含んでいる。

(出所) 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベースオープンデータ」を基に作成。

○ 夫の休日の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第2子以降が出生する割合が高い。



(注) ①「第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦」、または②「第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦」のうち、出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦。

(出所) 内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」(元データは「第14回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」)を基に作成。

全世代型社会保障の実現に向けた少子化対策の今後のあり方

2020 年 10 月 15 日

中西 宏明

本日は、大変恐縮ながら、事情により欠席をさせていただきますので、書面にて、意見を述べさせていただきます。

記

菅政権において、わが国の最大の危機ともいえる、少子化対策を重要課題として取り組むとの姿勢をお示しいただいている点を歓迎します。

今後の少子化対策を展開するうえでは、コロナ禍を経て変化した社会経済環境や人々の価値観の変化を踏まえ、新しい流れを作ることが重要と考えます。

テレワーク・リモートワークなどの時間や場所に捉われない働き方を普及・定着して人生の選択肢を広げて行くこと、また、持続可能な分散型社会の実現を図りながら、これまでの若者の都市部への集中を変えていくことが必要です。

これまでの少子化対策を強化し、新たな計画を作ることも重要です。その際、保育の受け皿確保などに必要となる財源については、少子化は国民共通の困難の課題であることから、社会全体で公平に支えることを基本とすべきです。「全世代型」の公平な社会保障を実現する観点からは、高齢者に偏りがちな社会保障給付を見直し、子ども・子育て分野に財源を振り向けるなど、全体のバランスを見直していくことが期待されます。

足もとでは、規模の大小を問わず、多くの企業がコロナ禍で厳しい経営状況にあります。子ども・子育て分野における歳出をワイズ・スペンディングや真に必要な支援に集中する観点から、見直すことも不可欠と考えます。

企業経営者としても、男性の育児休暇取得や不妊治療と仕事の両立の支援などに、引き続き積極的に取り組んで参ります。

以 上

全世代型社会保障検討会議の開催について

令和元年 9 月 18 日
内閣総理大臣 決裁
令和元年 11 月 7 日
一 部 改 正
令和 2 年 4 月 16 日
一 部 改 正
令和 2 年 10 月 15 日
一 部 改 正

1. 趣旨

少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行うため、全世代型社会保障検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2. 構成

検討会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、別紙に掲げる国務大臣以外の国務大臣を追加し、又は有識者等に出席を求めることができる。

3. その他

- （1）検討会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- （2）前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

議長	菅 義偉	内閣総理大臣
議長代理	西村康稔	全世代型社会保障改革担当大臣
構成員	麻生太郎	副総理 兼 財務大臣
	加藤勝信	内閣官房長官
	武田良太	総務大臣
	田村憲久	厚生労働大臣
	梶山弘志	経済産業大臣

(有識者)

遠藤久夫	学習院大学経済学部教授
翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
鎌田耕一	東洋大学名誉教授
櫻田謙悟	SOMPO ホールディングス株式会社 グループ CEO 取締役 代表執行役社長
清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
中西宏明	株式会社日立製作所 取締役会長 兼 執行役
新浪剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
柳川範之	東京大学大学院経済学研究科教授

(有識者は五十音順)